

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

佐賀県公安委員会委員長 香 月 道 生

佐賀県公安委員会規則第3号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成15年佐賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
事務の種類	根拠規定	決裁事項	事務の種類	根拠規定	決裁事項
略			略		
質屋営業法(昭和25年法律第158号)に規定する事務	略		質屋営業法(昭和25年法律第158号)に規定する事務	略	
<u>道路法(昭和27年法律第180号)に規定する事務</u>	<u>第95条の2第2項</u>	<u>道路管理者との協議</u>			
警察法(昭和29年法律第162号)に規定する事務	略		警察法(昭和29年法律第162号)に規定する事務	略	
略			略		
道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する事務	第4条第1項	信号機又は道路標識等の設置による交通規制	道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する事務	第4条第1項	信号機又は道路標識等(最高速度及び環状交差点に係るもの並びに <u>高速自動車国道及び自動車専用道路に設置するものに限る。</u>)

							の設置による交通規制
		略				略	
略				略			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に道路法 (昭和27年法律第180号) 第95条の2第2項の規定により行われている協議については、なお従前の例による。